平成２７年（フ）第１６０５号
横浜市神奈川区入江１丁目23番16号
破産者　松原　英子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８９号
横浜市南区南太田１丁目47番22―304号
破産者　星　　綾乃
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５０号
神奈川県座間市相武台２丁目27番５号　サニーコーポ101号
破産者　座間　　建
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０４号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見9556番地の17　ビクトリアＡ202号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区伊左地町2732番地の１
破産者　鈴木　功也
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
静岡県浜松市北区細江町気賀8015番地の６、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町中川808番地の３
破産者　中村　道明
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
愛媛県松山市清住２丁目1148番地５
破産者　八束　信子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
愛媛県松山市東石井６丁目14番20号　ビッグバン和光２　801号
破産者　東山　幸令
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県直方市大字頓野1502番地42
破産者　松元　悦子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３２号
福岡県直方市大字下境2166番地
破産者　原　加緒里
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１０４号
福岡県久留米市六ツ門町14番地15　サンリヤン六ツ門403号
破産者　武田　英之
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大字久福木813番地５
破産者　櫻井　勝則
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字久福木813番地５
破産者　櫻井　裕理
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第６３号
福岡県大牟田市大字草木1288番地20
破産者　荒木　輝信
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３４号
大分県佐伯市10261番地３
破産者　上田　良治
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９７２号
札幌市北区拓北８条１丁目６番６―102号、住民票上の住所札幌市北区拓北７条２丁目１番23号
破産者　田中誉主矢
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１４号
仙台市太白区長町３丁目８番３―905号
破産者　村山　　篤
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
福島県耶麻郡西会津町野沢字下條道南甲１番地１
破産者　長谷川美枝子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字曽原山1096番地の635、前住所福島県会津若松市一箕町松長３丁目１番地の５
破産者　角田　純一
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係